

兵庫県公報

平成28年4月28日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第32号）

海面の利用を取り巻く現状を踏まえて、水産資源に配慮した海面の利用を促進し、漁業と遊漁の共存を図るため、水産動植物を採捕するために遊漁者等が使用することのできる漁具及び行うことのできる漁法を追加する等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第32号

兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第36条の表ぶり（もじやこ）の項中「もじやこ」を「もじゃこ」に改める。

第40条の表小型機船底びき網漁業の項(3)中「各島しよ」を「各島しよ」に改める。

第45条の見出し中「非漁民等」を「遊漁者等」に、「漁法」を「又は漁法」に改め、同条第1項第1号を次のように改める。

(1) さお釣り及び手釣り

第45条第1項第3号中「(船を使用しないものに限る。)」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 熊手（幅20センチメートル以下で、網が付いていないものに限る。）及び移植ごて（最長の部分が40センチメートル以下のものに限る。）

第45条第1項に次の1号を加える。

(5) 徒手採捕

第45条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合には、それぞれ当該各号に定める方法によってはならない。

(1) 前項第1号に掲げる漁法 船上におけるまき餌釣りの方法

(2) 前項第2号に掲げる漁具 火光又は動力船（漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定により登録を受けた動力漁船を除く。）を使用する方法

(3) 前項第3号又は第4号に掲げる漁具 火光又は船舶を使用する方法

第45条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

現 行
<p>(<u>非漁民等の漁具、漁法の制限</u>)</p> <p>第45条 <u>漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</u></p> <p>(1) <u>さおづり及び手づり (まきえづりを除く。)</u></p> <p>(2) <u>たも網及びさ手網</u></p> <p>(3) <u>投網 (船を使用しないものに限る。)</u></p> <p>(4) <u>歩行徒手採捕</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる漁法及び第2号に掲げる漁具は、動力船によりこれを行い、又は使用してはならない。ただし、漁船法(昭和25年法律第178号)第10条の規定により登録を受けた動力漁船による場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号及び第3号に掲げる漁具は、火光利用により使用してはならない。</u></p>

改正案
<p>(<u>遊漁者等の漁具又は漁法の制限</u>)</p> <p>第45条 <u>漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</u></p> <p>(1) <u>さお釣り及び手釣り</u></p> <p>(2) <u>たも網及びさ手網</u></p> <p>(3) <u>投網</u></p> <p>(4) <u>熊手 (幅20センチメートル以下で、網が付いていないものに限る。) 及び移植ごて (最長の部分が40センチメートル以下のものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>徒手採捕</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合には、それぞれ当該各号に定める方法によつてはならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる漁法 船上におけるまき餌釣りの方法</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる漁具 火光又は動力船(漁船法(昭和25年法律第178号)第10条の規定により登録を受けた動力漁船を除く。)を使用する方法</u></p> <p>(3) <u>前項第3号又は第4号に掲げる漁具 火光又は船舶を使用する方法</u></p>